第一一九号　（昭和二十四年十月十日第三種郵便物認可）

八尾市時報

発行所　八尾市役所
編集兼発行人　富田八郎
印刷所　秀文社
毎月2回（5日20日）発
発行部数　19000
定価　一部五円

一月臨時市会
福万寺、上之島編入
河内市と協定なる

昨年中からたびたび当市に編入方を要請されていた三野郷村大字上之島、大字福万寺の両区域は河内市発足を機会に当市に編入されることになり、一月十八日の臨時市会に於て当市と河内市との間の境界変更について、大阪府知事にその旨申請することが必要となり、審議の結果遂に即時可決された。これにより八尾市は人口一、八九九、世帯数四一九、面積二平方粁が増加することになつた。なお当日可決された議案は次の通り。

議案第一号

八尾、河内両市間の境界変更の件

河内市大字福万寺及び大字上之島の区域を八尾市に編入することを大阪府知事に申請するものとする

（即時可決）

理由　前年来の懸案となつていた三野郷の分村問題は、一月十五日河内市発足と共に三野郷村は一応河内市に合流し、河内市と八尾市で福万寺、上之島両部落を八尾市に編入することになる

議案第二号

境界変更に伴う財産処分の件

河内市大字福万寺及び大字上之島の区域を八尾市に編入した場合、これに伴う財産処分は別紙協議書のとおりとする。

（即時可決）

理由　福万寺、上之島両部落が八尾市に編入するため、その財産処分として両市間で協議の結果別項のような協議が成立した。

議案第三号

八尾市役所出張所設置條例中一部改正の件

八尾市役所出張所設置條例（昭和二十六年一月條例第八十三号）の一部を次のように改正するものとする。

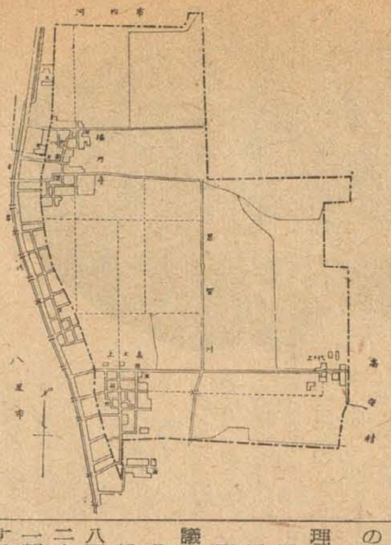

條例第一号

八尾市役所出張所設置條例中改正條例

第二條中山本出張所所管区域を次のように改める。

大字山本、大字中野、大字小阪合、大字福万寺、大字上之島地区一円。

付則

この條例は、公布の日から施行し河内市大字福万寺及び大字上之島の区域が編入された日より適用する。

（即時可決）

理由　上之島、福万寺両部落の編入によつて日常事務を山本出張所で取るために、山本出張所の所管区域を変更するもの。

写真は当市に編入する福万寺区域

協定書

河内市大字福万寺及び大字上之島区域を八尾市に編入するについて左記事項を協定する。

記

一、編入せんとする区域　河内市大字福万寺及び大字上之島

二、編入期日　昭和三十年二月一日

三、境界変更に伴う財産の処分

イ、次の財産は、編入期日を以つて、八尾市に帰属する。

三野郷中学校
二、三四五坪　二五八坪五〇
三野郷小学校上之島分校
四二坪〇〇
旧三野郷村庁舎
二二二坪　六〇坪三九

ロ、三野郷中学校建設事業債（昭和二十六年度大蔵省預金部資金より借入れた一、七〇〇、〇〇〇円）の編入期日以後の未償還元利金は八尾市の負担とする。

ハ、小中学校の備品及び教具の処分は、職員、児童、生徒数により按分する。

ニ、八尾市にその身分を引継ぐ職員に附帯する備品（事務机椅子等）は同時にこれを引継ぐものとする。

四、境界変更に伴う地方税の帰属

福万寺及び上之島区域の住民又は法人にかかる村民税、固定資産税、自転車荷車税の昭和三十年一月三十一日現在の未収入分及び編入期日以後の電気ガス税並びにタバコ消費税は、八尾市に帰属する。

五、職員の引継

イ、編入期日を以つて、次の職員は、八尾市に引継ぐものとする。（氏名略）

ロ、引継ぐ職員の職階については、八尾市において定める。

但し、その者の本俸は昭和三十年一月十四日現在の額とする。

六、学校の運営方針

イ、昭和二十九年度の学期が終了するまでの間は、現状により運営する。但し、その運営方法に関しては、八尾市及び河内市の両教育委員会の合議により別に定めること。

ロ、八尾市に帰属する三野郷中学校は、昭和三十年三月三十一日を以つて完全に八尾市に明渡すことを本体とする。

但し、完全に収容施設が整備するまでは、両市教育委員会の合議により運営する。

七、この協定事項に関する財産及び事務の引継ぎに必要な諸手続は、両市において編入期日までに責任を以つて処理すること。

昭和三十年一月十七日

八尾市長　脇田幾松㊞
八尾市議会議長　羽多野与久㊞
八尾市議会合併委員長　高木金一㊞
八尾市教育委員長　沢田観策㊞
河内市長職務執行者　石田富太郎㊞
河内市参与　西岡作兵衛㊞
河内市参与　中野甚太郎㊞
河内市教育委員会委員長　南野要㊞

晴れの消防出初式
署員、團員の表彰など

消防署では一月八日午前十時より帝国製糸グラウンドに於て出初式を行つた。

当日出動の消防ポンプ車十四台署長以下署員五十三名団員一五〇名がこれに参加、市長、議長、治安正副委員長、火災予防協会長など参列の上、人員点呼、機械点検の後五色の一齊放水、続いて消防団員の玉落し競技あり、また当日阪神飛行場駐在の陸上自衛隊航空隊練習機三機が上空に飛来、火の用心のビラ三千枚と色紙五千枚、羽子板の羽根二百個、紙の落下さん三百個等を投下、中小学生並に市民約二千名の参観者よりかつさいをうけた。

後消防署員の玉落し競技、人員車輌の分列行進を行い、表彰式に入り次の方が表彰された。

玉落し競技
（消防署）
一等本署、二等山本出張所、三等本署
（消防団）
一等第一分団、二等第二分団、三等第三分団

永年勤続者（市長賞）
山際正治郎、二山長一

服務優良職員（市長賞）
星野義明、岩尾信夫

服務優良職員（消防署長賞）
宮本喜代二、木村正次郎、高橋俊吉、奥田正一

火災早期発見賞（消防署長賞）
山岡秀男

服務優良消防団員（市長賞）
岩井清太郎、高橋義雄、奥田勘
村田政二、松村義夫、岸本才一

優良消防団（消防団長賞）
第五分団

なお市長より**市民中防火協力者**として、井上昌治氏に感謝状の贈呈があり、市民に多大の感銘を与えた。

写真は出初式での一齊放水

議会の動き

十一月二十九日　全国競輪主催地議会議長会及び全国市議会議長会が東京都に於て開催され羽多野、川畑正副議長及び奥野事務局長出席のため上京。

同三十日　八尾警察防犯協議会が八尾警察署に於て開催され近沢、衣田治安正副委員長及び三上事務局次長出席。

❷全国競輪主催地議会議長会に正副議長出席。

十二月一日　布施市議会から山田産業民生委員長来訪され、中河内町村長会に対し覚せい剤対策につき協力方申入れにつき協

同二日　小林厚生委員長布施市山田産業民生委員長と同道し、中河内町村長会に対し覚せい剤対策につき協力方申入れ。

同三日　行政視察のため藤江市議四名来訪され戸田財政総務委員長面談。

同三日　全国市議会議長会に正副議長出席。

同四日　財政総務委員会開会。

❷高松宮殿下市立病院視察のため来阪され市議会議員二十五名病院にて奉迎。

同五日　羽多野、川畑正副議長及び奥野事務局長上京中のところ帰阪。

同九日　国営自動車運行促進協議会当市にて開催され吹田、布施守口各市から関係者集会し協議陸運局及び国鉄へ陳情を決定。

❷厚生委員市立病院看護婦宿舎視察

同十日　合併委員会（九時）建設委員会（一時）開会。

❷羽多野、川畑正副議長及び合併委員柏原町訪問。

同十一日　運営委員会開会、

❷泉佐野市議会から新旧正副議長就退任挨拶のため来庁。

同十四日　午前中全体協議会開会の後、午後一時から十二月定例市会開会

同十五日　文教懇談会（十時）建設委員会（二時）開会。

❷堺市議会から岡本事務局長来訪

同十六日　厚生委員会開会。

❷八尾警察防犯協議会開催され川畑副議長出席。

同十八日　財政総務委員会開会。

同二十日　定例市会（第二日目）

一月十日　決算特別委員会
協議事項　十二月市会において付託になつた昭和二十八年度八尾市各種経済歳入歳出決算認定の件

一月十日　町村合併促進委員会
協議事項　隣接町村との合併問題について協議

一月十日　近畿競輪開催市議会議長協議会（豊中市にて開催）

一月十一日　決算特別委員会

一月十二日　建設委員会
協議事項　山本小学校、八尾中学校、久宝寺中学校の増築工事の業者指名について協議

一月十二日　町村合併促進委員会
協議事項　隣接町村との合併について

償却資産の申告
1月31日までに

償却資産の所有者は、地方税法の規定により毎年一月一日現在で所有する償却資産の明細をその所在地の市町村長に申告しなければならないことになつています。

償却資産とは、事業の用に供することの出来る次のような資産をいいます。

構築物　家屋以外の土地に定着する土木設備で煙突、貯水地、橋軌道など。

機械及び装置　コンベアホイスト起重機など搬送設備を含む。

船舶、航空機

車輌及び運搬具　自動車税、自転車荷車税の課税客体である自動車、自転車、荷車を除く。

工具器具備品　営業用に使用する事務用什器、タイプライター、計算器、タイムレコーダー、事務用機器、金庫、書庫、衣料庫金銭登録機、陳列ケース、理容器具、ガス器具、ストーブ、消火ポンプ、パチンコ機などを含む。

このような資産を所有しておられる方は、これら**償却資産の申告**を是非一月三十一日までに**税務課**へ提出して下さい。申告用紙は税務課にあります。

なお申告の義務ある者が申告を怠つた場合は不利なことになりますから必らず期限内に申告し、円滑な市政の遂行にご協力下さいますようお願いします。

評価にご協力を
29年中の新築家屋

昭和二十九年一月一日から十二月三十一日までに新築又は新増築された家屋の評価を只今実施しています。

評価員がお伺いしましたら**正しい評価、公平な評価**が出来ますよう是非家人の方もお立合下さつてご協力下さるようお願いします。

農業委員会委員
選擧人名簿縦覧

昭和二十九年十二月一日現在調製の八尾市第一農業委員会委員及び八尾市第二農業委員会委員選擧人名簿を左記の通り縦覧に供します。

一、**縦覧期間**
昭和三十年一月二十日から昭和三十年二月三日まで（毎日午前八時三十分から午後五時まで）

一、**縦覧場所**
八尾市役所内選挙管理委員会事務局（市役所四階）

八尾市告示第七九号

八尾市自動車臨時運行許可番号標「大ー九ー八尾」は紛失したので以後無効とする。

右八尾市規則第七十号「自動車の臨時運行の許可に関する取扱規則」第六條第二項の規定により公告する。

昭和二十九年十二月二十二日

八尾市長　脇田幾松

たばこは八尾市内で買いましょう
ピース1個で3円91銭
光1個で2円60銭
Peace
市内のタバコ売上高の8分7厘が市に拂戻されます
八尾市

タバコ買うなら八尾市の店で
バツト一つも他市では買わず
コれが市に入る一千万円（年額）
ハしたなものでも積つた金が
ヤ尾の市民の為めとなる
オくさん貴女のお心がけで
デる時持たそう市内のタバコ

は只今発行準備中

昨年末までの市税完納者に進呈する感謝抽籤券並びに完納記念品の進呈については、只今完納者名簿を作成整理しておりますので今暫らくお待ち下さい。なお抽籤券は記念品と共に各ご家庭までお届けします。

人事異動

技師　田上章（十二月三十一日付）
願いにより職を免ずる。
看護婦　長畑貞子（十二月三十一日付）
願いにより職を解く
事務員　辰己初子（秘書課）
〃　宮崎禎代（同）
〃　西岡延夫（総務課）
〃　長谷川篤子（税務課）
〃　池田義彦（同）
〃　中村義嗣（同）
〃　南野秀秋（同）
〃　辻村道男（同）
〃　越智隆（同）
〃　市森管宣（徴税課）
〃　吉村芳夫（同）
〃　脇本鉱隆（同）
〃　石田一雄（同）
〃　菖蒲茂（会計課）
〃　岩佐彰子（福祉事）
〃　竹本恵子（同）
〃　柏木十四夫（同）
〃　加藤文雄（市立病院）
〃　高田耕午（山本出張所）
任主事補
技術員　松川鎮夫（土木課）
〃　永木敏夫（水道課）
〃　北川喜一郎（同）
任技師補
任選挙管理委員会書記
事務員　本多秀治
（以上一月一日付）
調理士　谷村貞次（一月十日付）
願いにより職を解く。
技師補　岩本洋子（一月一日付）
看護婦　小沢清子（一月十七日付）
命市立病院勤務

第七回成人の日

若人よこの喜びを

式後 第二回青年まつり

第七回成人式は一月十五日午後〇時三十分より市立公民館主催のもとに八尾小学校講堂に於て開催された。

当日招待を受けた市内満二十才の成人、総数一五五四人（内男八〇〇名女七五四名）の内三五二名が出席参加し、祝福のため参列した青年団員約八百名を加えて約一千百人が会場につめかけ、来賓として脇田市長、羽多野議長、沢田教育委員長その他市議有志らが列席された。

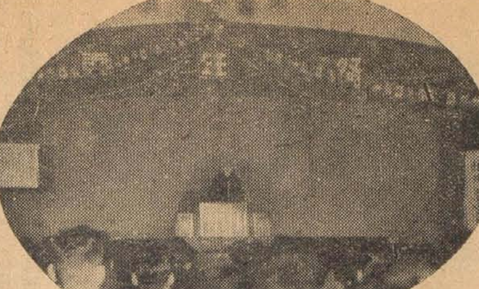

まず司会者の開式の辞に引続き国歌齊唱の後、私市公民館長の挨拶あり、晴れの全成人に対しそれぞれ記念品（タオル）を贈呈、教育委員長と市長の成人祝福激励の辞に若人は希望の眼を輝かし、羽多野議長の祝辞に心はずませた。

次で成人者代表若林肴雄君の感激と希望に満ちた「成人の誓」あり、全員起立して青年歌「若きもの」を合唱の後、厳かに閉式した

後本市青年団主催による青年祭に移り、児玉本団委員長 の挨拶あり、会社重役久島伴之氏の成人におくるの講演の後、団員と共に質疑応答し参列者に多大の感銘を与えた。

後アトラクションに入り「バレー」（アヴエマリア・オリエンタルダンス）「軽音楽」（若きもの）「日本舞踊」（黒田節、六段返し、たぬき）「映画」（総天然色＝家路）など全参加者は楽しい一日を拍手の中に過し、催しの幕を閉じた。

なお当日市青年団より公民館主事樋口宗太郎氏に対し感謝状を贈り、次の団員に対しそれぞれ表彰状を授与した。

庄ノ内支部　竹田　正雄
中野支部　本多　秀治
太田支部　木田　益雄
萱振支部　岩崎　年秀
支部表彰　太田支部

写真は八尾小講堂での成人式

第四回生徒模擬市会

体育館建設など可決

成人式の行事の一環として一月十四日午後一時より市会議場に於て、市内中学生による生徒模擬市会が開催された。

市長に日吉正勝君（大正中学校）議長に佐々佳子さん（久宝寺中学校）その他、教育委員、各課廨長と速記者まである大人の市会そのままの姿を再現し、市長の施政方針演説の後質問に入り、議案審議に入った。

❶議案第一号、市立体育館設置に関する件❷議案第二号、市立図書館設置に関する件❸議案第三号、不就学生徒の補助に関する件❹清願第一号、龍華中学校運動場に隣接する農家との土地問題に関する件❺清願第二号、大正中学校校地拡張に関する件以上の五議案を上提、一、二、三号議案は何れも可決、清願一、二号はいずれも万場一致で採択された。

特に議案第三号に於ては九名の質問者が出て現在の世界情勢とか国会のような大きな問題まで出て傍聴の市教育委員長、市会議員及び関係各課長を微苦笑させるなど活溌な質疑応答があった。

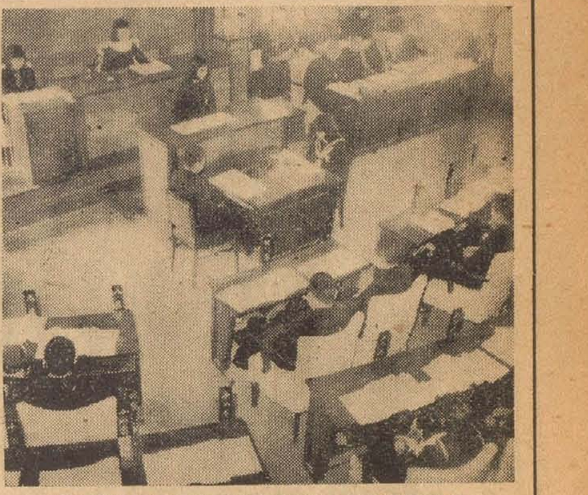

市役所議事堂での市内中学生による模擬市会

終了後、羽多野市会議長、沢田教育委員長、奥野事務局長らより次の講評があった。

「昨年よりも態度が余程良くなっている。正しい判断は政治教育に必要である。本日の模擬市会を通じ非常に勉強になったことと思うが、余りにも理想ばかりで現実をはなれている感じがする。聞いている議員に真けん味が欠けているように思うのと、登壇者は何れも原稿に頼りすぎている感が多い。質疑応答について何れが質疑か、応答かわかりにくいきらいがある。今年の総評は七十五点で昨年よりも五点上昇した」

なお当日傍聴した新聞記者団の批評では「点数については講評者と同様七十五点は同様であるが、子供らしさが欠けているように思う。特に第三議案については、生徒としてもう少し考えなければならないのではないか。先ずは昨年よりは進歩しているように思う」

監査公表

20号

秘書課

概要

本市職員の数は十月一日現在で市長部局における吏員及びその他の職員数は三九一名で市條例の定める定員数四〇四名より一三名少くなっており、従業員の数は一三二名となっている。（従業員は定数の定めがない）これにより現在人員を昨年同期と比較するに吏員及びその他の職員では十名少く、従業員では三十名の増加となり差引前年より二十名多くなってきている。

市においては最近は財政情況等を勘案し、専ら新規採用を行わないこととしているにかかわらず斯くの如き結果を来たしている。

これが理由としては、従来本庁及び各出張所における宿直員制を廃し夜警員を置いたこと、或は新施設に伴う自然増加が挙げられるのであるが、この従業員中には従業員とみなされない職種の者が多数見受けられる。かかる職種の者は現行によれば当然定数條例にいうその他の職員として取扱うべきものと思考される。即ち本市で従業員と称するものとしては、市條例の八尾市従業員採解規則、八尾市従業員服務規則のみで、これによると土木、衛生、水道課の事業に雇傭される労務者（日雇労務者は含まない）と規程されているのであるが、現行では従業員の範囲をひろく解して取扱われている嫌いがあり従って従業員の範囲を明確に定める必要があろう。

更に現行従業員及び市立病院における傭員の採解は所属長の専決権限によって行われ、秘書課長に対しては単に合議に止まる規程があり為に所属においては、予算の許す範囲内で必要に応じ採解されているのであるが、或る所属にあっては秘書課長合議の際には既に採用されている向があり、秘書課としてこれら従業員を採解せる年月日、履歴等は知悉し得ない結果となっているとは諸種の点において相当紛縮を来している感が見られた。市の人事管理を行う秘書課としては従業員といえども総てを管理掌握し、合理的に行い得る組織に改めることが必須と思われるので善処されたい。職員の服務については常に意を注がれているが、過去においては市町村吏員服務規律があって職員の服務は斯くあるべきであると明確な指示が与えられていた。本市でも市発足当時には、事務分掌、文書、服務当直、公文例等を含めた八尾市処務規程があったが、この内、事務分掌、文書、公文例はその後分離し、それぞれ規定されたので服務当直については規程存続の形となっているものの明確ならず、為に八尾市例規類集にも登載されておらないので、この際市消防職員に対する八尾市消防職員の服務に関する條例、八尾市消防職員服務規程の如きものを制定し、職員の服務規律を明らかにし、新規職員は元より現職員に対してもこれを認識せしめ、職員手帳等に登載等に携行せしむることが望ましい。

前回の監査において要望していた職員の結核患者に対する措置は本年一月八尾市職員健康診断規程を制定し、合理的な取扱いがなされるに至ったことは良好であった

なお今回の監査の結果前回に比し総ての点において向上せるものが認められたが更に次の事項について留意を促したい。

一、給料、手当及び旅費支給に際しては、支給明細書に受給者の領収印の押捺をせしむることとなっているが、支給済にかかわらず領収印のなきものが十四件あったから特に留意されたい。

一、現職々員、退職々員或は外郭団体に支給すべき旅費、文具料その他諸手当七件四、四〇〇円八八を相当長期間手提金庫内に保管のままとなっていたが、この内直ちに手交し得るものも見受けられたから、速かに手交すると共にその他のものについても早急に適当なる措置を講ぜられたい。

一、本庁以外の各廨及び委員会勤務者の出勤簿は、一カ月経過後本庁へ蒐集保管されているが小、中学校 及び幼稚園勤務者の出勤簿は所属勤務地の保管となっているが、府費に属する教職員は別として市費による職員の出勤簿は他廨同様の取扱いをなすべきものと思考される。なお本庁においては各個人の一カ月間の勤務状況は翌月出勤簿により一覧表作成されているも、各所属長より前月分の勤怠状況を月初めに報告せしむることも一方途であろう。

一、退職年金受給者は市條例及び施行細則の定むる毎年七月に受給権調査票を提出せしめねばならないのにかかわらず、本年度は未提出のままとなっているから至急提出せしめ取扱いの完全を期せられたい。

一、各種書類の保存状況は良好であったが、綴込を誤っていたものが散見されたから注意せられたい。

一、職員個人別の経歴書は整備され、前回の監査に比し上昇の跡が見られるが、更に各個人の性質、情操、特技等も記録することにすれば一層効果的であろう

地區の聲の実施要請

自振委 新年懇談会

本市自治振興委員会では一月十日午後二時より商工会館に於て、各地区正副委員長と市長、正副議長、各課長並にオブザーバーとして各婦人団体代表者など約六十名が出席し懇談会を開催した。

萱村会長あいさつの後三十年度予算編成について次のような要望事項を提出、各課長よりそれぞれ答弁があった。

土木課関係

❶市道舗装予算の計上❷道路補修予算の増額❸植松地区の道路拡張及び近鉄駅前広場整備などの予算計上（都市計画実施）❹下水、排水工事の予算増額

経済課関係

❶長瀬川、玉串川、楠根川の護岸工事の予算増額❷農道補修の予算増額（特に通学路）

衛生課関係

昆虫駆除の増額

消防署関係

大正住宅、萱振住宅内にそれぞれ地下水槽設置予算計上

府道関係

平野中高安線、八尾藤井寺線、住道恩智線の舗装工事促進

これに対し

土木課長は❶の問題については地元の協力を得て三十年度より実施する。❷は二十九年は七十万円であったが、三十年度は増額する❸は三年か五年計画により三十年度より実施する。❹の問題については衛生課長とも相談し善処する又府道関係においては平野中高安線、（八尾高校前より久宝寺を通ずる道路）住道恩智線（山本南北の道路）の件は三十年度より実施の予定と聞いているので、皆様と共に運動をして実現したい」

経済課長は「楠根川については三十年度も実施するが玉串川、長瀬川については現在農林省に陳情中であり、調査費は是非計上するとの農道については土木課長とも相談して善処する」

衛生課長「三十年度にはハエ、カの昆虫駆除に重点を置いて増額する」

消防署長「両地区の地下水槽の必要を感じているが、土地の管理関係が違うので各関係に相談中であり是非予算計上をしたい」

なお市長より町村合併問題について経過報告と協力方の要請があり午後五時終了した。

二重の美談

昨年七月八日亀井公設市場裏平野川で友達と「えびがに」取りにいった福島雅臣ちゃんが足をすべらし川に落ちおぼれているのを当市竹渕の永井弘一氏が発見して救助した事について大阪府公安委員会より表彰され金一封が本人に贈られた所、同氏はこれを八尾警察署に生活困窮者に寄附するとの申出をされたのでこの金を福祉事務所に送付された。

老らくの契りも深し

養老院の新三夫婦

去る十一日の残り福と大安の重なる日に、市立養老院では午後二時から市長の仲人で三組の結婚式が行われた。

新郎新婦は何れも養老院に収容されている

勝部　積松さん（七四）
岡部きくえさん（七四）
本堂市太郎さん（七三）
荒瀬　ヤスさん（六二）
斎藤平太郎さん（七三）
増山　ナカさん（六二）

らの三組で高砂の翁そのままの姿で、新郎は八尾市のマークがついた頭巾にカミシモを、新婦は白の鉢巻にうちかけを羽織り、礼拝室で三三九度の盃を交わした。

市長は「私は皆様方より年少でありながら仲人役を買って出ましたので、終生出来得る限りのお世話をさしていただきます。どうか仲よくやって下さい」とあいさつした。引続き手製のすしで市長始め小林厚生委員長、福祉事務所長広報課長、民生委員らが出席、ささやかな披露宴があり、席上市議玉島照波女史より「鶴亀も祝わざらめや老らくの、契りも千代の今日のはじめに」と祝歌が贈られた。

三夫婦はその日の喜びを次のように語った。

「私達は唯感慨無量です。今までは不幸でしたが、皆様の温かいお世話で老先き短い人生をともどもに楽しく過したいと思っています」三夫婦に幸あれ。

写真は市長を囲む三組の夫婦

養老院へ数々の贈りもの

年末から年始にかけて養老院の老人達の心を慰めるためと府知事及び山本、久宝寺両婦人会やその他の方々から温かい贈りものが届けられ老人たちを喜ばせている。

ここに紙上をもって厚く感謝の意を表します。

十二月二十日分

▽山本婦人会より
ネル布一丈　二八組
男シャツ　一二枚
ちり紙　四〇組

十二月十四日分

▽大阪府知事赤間文三氏より
真綿　三九枚
▽山本住宅某子より
金三千円也
▽八尾地区　某氏より
金一千円也

十二月二十一日分

▽八尾地区　某氏より
これは七十二才の老夫婦が子息より貰った小遣銭で購入したもので老人達へ
金一千円也
氷砂糖　二貫匁
塩昆布　一貫匁
▽久宝寺婦人会
全収容者へ各百円宛
タオル　各一本宛
石鹸　各一個宛
菓子　各一包宛
足袋　各一足宛

一月五日

▽植松　浦野武雄氏より
金一千円也

一月十日

▽志紀村二俣　浦本参次氏より
金五万円也
（養老院厚生施設費として）

新規卒業生の採用を

各事業主へお願い

今年もまた新しく学校卒業者が社会に巣立っていく、若人たちの将来を考える時、経済状態から見てなかなかの重大な問題です。特に卒業者をもつ保護者も頭をいためていることでしょう。

わが国産業の基幹労働力となる若人の雇入れについては事業主も共に頭を悩ましていられるでしょう。しかし乍ら明朗で勤労意欲の高い新規卒業者によって職場を明るくせしめて仕事の能率を挙げて比較的低賃金の新規卒業者の採用により適応性を生かして事業の更生を計った事例も多くあります。

どうか事業主は一人でも多くの新卒業生の雇入れにより職場の清新性を生かし好転への道を開かれますようお願いします。

また孤児や母子家庭の子弟の就職については今迄随分不遇な立場にあったようでありますが、このような子弟こそ尚更にいたわって率先して採用してこそ真に世の中が明るくなるのではないでしょうか。片親がないとか両親がないとかいって雇用に差別することなく、本人の性格や素行、適応性によって採用されるよう事業主にお願いします。

また保護者も自分の子供のみを過信せずいたずらに大会社、銀行等の大事業のみをめざして就職せしめず、子弟の適応性を見て適当な中小企業に進むよう指導すべきでありましょう。

訂正　前号（第一一八号）第二面の年頭挨拶の記事中、羽多野市議会議長の氏名が、羽田野与久となっていたのは、誤字につき訂正します。